

地域で取組む野鳥被害対策を支援します

多くの野鳥が飛来することで長期的に被害が生じている町内会等が
追払い対策を講じる場合、対策費用の一部を負担します。

※申請には事前の相談が必要です。下記問合せ先までご相談ください。

【補助要件】

■ 対象となる地域（①、②に該当する地域が対象）

①多くの野鳥が飛来する場所に隣接等している地域

②被害が長期的（概ね 30 日以上）に継続している地域

※農地やごみ集積所は、対象となりません。

■ 対象者

被害を受けている町内会等

※集合住宅及び個人の方は、対象となりません。

■ 補助対象となる対策

被害を及ぼしている野鳥を追払う対策を実施する費用

・ 樹木の剪定費用

・ 音や光等により追払う商品の購入費用 など

※野鳥を捕獲する対策は、対象となりません。

■ 補助額

費用額の 2 分の 1（上限 20 万円）

◇ 問合わせ先

建設部自然環境共生課 【受付時間】 8 時 30 分～17 時 15 分

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046-822-8528 FAX 046-821-1523